

労災保険給付の受給者の皆様へ

労災保険給付等の支払通知の方法が変わります

休業（補償）給付を始めとする保険給付等の支給に当たっては、これまで受給者の皆様に、管轄の労働基準監督署（一部の保険給付等は都道府県労働局）からはがき（又は書面）により「支給決定通知」を、厚生労働本省からはがきにより「支払振込通知」をそれぞれ送付していましたが、受給者の皆様への各通知のご確認を容易にするため、平成 24 年 4 月以降、一部の支給を除き（※ 1）、「支給決定通知」と「支払振込通知」が一体となったはがき（※ 2）を厚生労働本省から一括して送付することを予定しています。

「支給決定通知」とは・・・労災保険から支給できるかどうか、また支給できる場合は、その額をお知らせするものです。

「支払振込通知」とは・・・保険給付等の口座振込の手続を行ったことをお知らせするものです。

（※ 1）以下の支給については対象とはなりません。

- 「支給決定通知」と「支払振込通知」のあて先が別々となる給付（受任者払いなど）
- 「支給決定通知」において労働基準監督署又は都道府県労働局から特にお伝えする事項がある給付（一部不支給など）
- 銀行振込ではない支給（当地払い、送金払いなど）

（※ 2）新しい通知書はがきのレイアウト（見本）については次頁をご覧ください。

以上につきまして、皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

厚生労働省 労働基準局 労災補償部 労災保険業務課

◆新しい通知書はがきレイアウト見本◆
(療養の費用・休業(補償)給付の例)

999 9999

科金医病
郵便

差出人

厚生労働省労働基準局
労働基準部労災保険業務課
〒177 0044
東京都板桥区上石神井4-8-4

重要書類

差出人

厚生労働省労働基準局
労働基準部労災保険業務課
〒177 0044
東京都板桥区上石神井4-8-4

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

労働者災害補償保険
療養・休業補償給付等

(1) 支給決定通知

請求人	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	印の姓	X
支払決定金額	保険給付額 ¥999,999,999,999 特別支給金額 ¥999,999,999,999		
期間	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	支払日	X
算定基礎	給付基礎日数 スライド率 支給日数	999,999,999,999 X XXXXXXX 999,999,999,999	
減額	999,999,999,999 X XXXXXXX 999,999,999,999	999,999,999,999	
減額	一部負担相当額	999	
減額	厚生年金減額 XXXXXX年分	999,999,999,999	
減額	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	X	

休業補償給付の保険給付額は給付基礎日数の100、特別支給金額は給付基礎日数の700/100(すなわち1日当たり円未満切り捨て)となります。

あなたが請求された保険給付・特別支給金を上記のとおり決定したので通知します。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX 労働基準監督署長

労働基準監督署長印

(2) 支払決定通知

支払(振込)金額	保険給付額	¥999,999,999,999
	特別支給金額	¥999,999,999,999
	合計	¥999,999,999,999
振込先	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	振込先
金融機関	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	金融機関
口座番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	口座番号
振込金額	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	振込金額
備考	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	

所在地

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

官署名

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

本通知内容について不明な点は、上記に記載された労働基準監督署へ相談してください。

官署支出官
厚生労働省労働基準局
労働基準部
長印

上記の支払金額をご指定の金融機関の振込口座に振込みの手続きをしましたので通知します。

*****年**月**日

官署支出官 厚生労働省労働基準局

官署支出官
厚生労働省労働基準局
労働基準部
長印